平成２９年（フ）第１５８号
相模原市中央区矢部１丁目18番21号サニーフラットＫ301号
債務者　田原　史夫
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐生　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１０５号
愛知県豊田市若宮町６丁目５番地　若宮ビューハイツ302号室、住民票上の住所岐阜県岐阜市大洞紅葉が丘５丁目３番地　（市営住宅大洞緑団地　22号棟2236号室）
債務者　丹羽　晃司
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加計　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４４号
青森県八戸市大字田向字冷水29番地　コルソパラッツォ202
債務者　田中美知枝
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
青森県八戸市大字新井田字石動木平41番地26、前住所青森県八戸市大字湊町字赤坂12番地２
債務者　田中まる子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２４号
青森県十和田市西十五番町32番22号　光栄荘７号
債務者　折舘　　薫
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第１２２号
仙台市宮城野区福室５丁目８番31号　たんぽぽ202
債務者　田中ひろみ
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
宮城県塩竈市杉の入１丁目16番41号　佐藤アパート201号、従前の住所宮城県塩竈市栄町10番13号　レオネクストボム　ド　テール107号
債務者　斉藤　　稔
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
茨城県日立市鮎川町５丁目14番23号
債務者　島崎　隆司
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３７号
茨城県日立市十王町伊師本郷1119番地（ひかりハウス101号）
債務者　内田　祐貴
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２１号
長野県上田市武石鳥屋121番地６
債務者　山岸　和彦
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１６号
長野県佐久市桜井165番地８　チェリーハウスⅡＧ号
債務者　岡村　友美
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１７号
長野県南佐久郡南相木村2841番地１　御所平団地１号
債務者　遠藤　桂二
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１９号
長野県佐久市岩村田2566番地35
債務者　岩田かおり
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第４４２号
名古屋市中区橘１丁目24番９号　スクエア橘４Ｄ号
債務者　飯田　重成
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４９号
名古屋市中川区江松５丁目2218番地　プロディジョーソＢ棟201号
債務者　鈴木　　亮
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６号
三重県伊賀市上野徳居町3288番地　グリーンヒルズ601号
債務者　今西　正義
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
津地方裁判所伊賀支部